

平成25年(ワ)第443号 退職金請求事件

直送済

原告 豊島 耕一 外1名

被告 国立大学法人佐賀大学

被告準備書面(5)

平成27年4月24日

佐賀地方裁判所 民事部 合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青山 隆徳

被告訴訟代理人弁護士 平山 泰士郎



代

(本書の位置づけ)

本書は、根本会計士意見書(甲第25号証)を前提とした原告準備書面(2)の主張に対し、同意見書提出後に整理された平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)の財務資料等も踏まえ、改めて反論を行うものである。

なお、原告準備書面(2)に対する財務上の見地からの反論については、一般論として被告準備書面(4)として提出している。

また、原告準備書面(1)に対する認否反論は期日までに提出する予定である。

第1 平成25年度の被告の財務諸表に基づく根本意見書への反論

1 原告らの主張（根本会計士意見）

原告らは、根本守公認会計士の意見書（甲第25号証 以下「根本意見書」という）を踏まえ、大要、下記のとおり主張する。

- ① 被告には貸借対照表上、高額の流動資産があり、また自己資本比率が高いこと。
- ② 被告は、主に大学病院の収入により、毎年11～26億円の経常利益を有しており、かかる傾向は今後も継続すると見込まれること。
- ③ キャッシュフロー計算書上も資金繰りに余裕があること。
- ④ 以上の事実を前提とすれば、毎年度2億円ほど人件費（退職手当）が増額したとしても、被告には対応する原資が十分にあること。

しかし、根本意見書の意見のうち、将来の推測を行う部分については、翌年の平成25年度財務諸表の数値を引用するだけでも見込み違いであり、被告の収支の実態を認識して行われたものとはいえない。

2 平成25年度の財務諸表に基づく被告の経営実態

① 貸借対照表上の数値について

平成25年度の貸借対照表（乙第57号証 財務諸表1頁）をみると、流動資産については前年度が合計179億円であるのに対し、143億円に減少している。預貯金についても、同様に前年が136億円であるのに対し100億円に減少しており、36億円が費消されている。

根本意見書においては、現預金残高が140億円（有価証券を含む）となることから、被告において病院の再整備事業で費用を要するとしても、資金繰りに窮することがないことの根拠として指摘されている（根本意見書10頁）。

しかし、病院の再整備事業には多額の金銭を有することから、現に平成25年度の1年度のみでも36億円もの預貯金が費消されているのであ

り、今後も事業の遂行に伴い 10 億円単位の金銭がさらに費消されることが予定されている。

したがって、絶対値として 100 億円の現預金残高があることが、将来にわたり被告に十分な余剰資金があることを示すものとはいえない。

② 損益計算書上の数値（病院の業務損益）について

また、根本意見書においては、附属病院の業務損益（経常利益）が平成 20 年度から 24 年度まで 11 億円～26 億円で推移しており、仮に病院の再整備事業で 200 億円を要するとしても、10 年程度で償還可能であると推測している（根本意見書 6 頁～7 頁）。

しかし現実には、附属病院の平成 25 年度の業務損益は 2 億 1000 万円の赤字となっており、法人全体の業務損益も 4 億 4000 万円の赤字となっている（乙第 59 号証 平成 25 事業年度 事業報告書 20 頁参照。なお、最終的な当期総利益は 2 億 3000 万円の黒字となっているが、これは目的積立金を 7 億円取り崩したことによるものであり、附属病院その他の機関の収益によるものではない）。

この点、赤字転落の原因としては、附属病院の再整備事業に伴う医療機器等の購入費用が予定より嵩んだことと、再整備事業に伴い入院患者の制限や手術制限をせざるを得なかったことによる（乙第 60 号証 財務レポート 2014 8 頁）。加えて、今後の再整備事業については、消費税の増税や東京オリンピックの開催に伴う建築費用の高騰など、様々なコスト増のリスクも存するところであり、さらなる収支の悪化も懸念されるところであり、附属病院においても、必死でコスト削減等に努めているのが実情である。

このように、次年度以降の附属病院の収支についても、収入の減少並びに支出の増加が見込まれるものであり、根本意見書が指摘するように 20 億円もの経常利益を継続的に維持できるとの確たる裏付けは何ら存

しない。

③ キャッシュフロー計算書について

加えて、根本意見書においては、キャッシュフロー計算書の期末資金残高についても指摘があるが、これについても、平成24年度末の残高が74億円であるのに対し、平成25年度末の残高は35億円に留まり、現実に資金が減少している。

このように、附属病院の再整備事業などの多額の投資を必要とする被告においては、仮に数十億円の期末資金残高があるとしても、そのことから直ちに年間2億円を超える資金を継続的に支出可能と断ずることはできない。

④ 小括

以上によれば、根本意見書の記載のうち、実績値以外の同人の推測ないし予測部分については、現実の被告における財務状況と相反する内容となっており、被告における退職手当の増額を可能とする根拠たり得ない。

3 貸借対照表上の流動資産の位置付けについて

また、根本意見書においては、貸借対照表上の資産と負債の割合（自己資本比率）や流動資産の金額を指摘するなどして、あたかも流動資産（≒期末資金残高）が潤沢であれば、かかる資金を退職手当の追加支払に充当できるかのような説明がなされている（根本意見書8～10頁）。

しかしながら、貸借対照表は、特定の日（平成25年度であれば、年度の最終日である平成26年3月31日）における資産及び負債を整理したものであり、資産として計上された財産の多くは、既に支払義務が確定した負債等の支払の財源として確保しておく必要があるものである。

このため、貸借対照表から退職手当の増額に充てることが可能な財産を抽出するには、まず負債として計上されているものを控除する必要がある（負

債を控除する必要性については、根本意見書でも前提とされている)。

加えて、国立大学法人においては純資産の部に計上された利益剰余金(特定目的積立金、積立金、当期末処分利益等)についても、特定の目的以外に利用できないものが多数存在するのであり、資産から負債を差し引いた純資産に該当する金額についても、その全てを自由に費消できるものではない。

以上の仕組みを前提に、平成25年度の貸借対照表(乙第57号証 平成25事業年度財務諸表 1, 2頁)を前提として、同日時点で支払義務が確定している負債等を整理すると、下記のとおりとなる(平成25年度末)。

(負債) ・ ・ 流動負債関係

項目	金額
運営費交付金債務(退職金その他支払に用途が限定されており、他への流用ができない)	19億6739万3000円
寄附金債務(寄附者の寄附目的以外には使用できない)	15億8090万2000円
前受受託研究費等(委託者との契約内容以外には使用できない)	8億1552万5000円
前受受託事業費等(同上)	145万1000円
預り科学研究費補助金等(補助金の要綱に沿った用途以外には使用できない)	8990万1000円
預り金(職員の給与に関する所得税その他公租公課の支払のための預り金など)	2億672万4000円
一年以内返済予定国立大学財務・経営センター債務負担金(短期借入金)	3億9307万6000円

一年以内返済予定長期借入金（当期分の返済額）	1億9028万2000円
未払金（3月までに支払期限が到来していないが、4月中には支払う義務のある債務）	45億234万6000円
未払費用（3月までに支払期限が到来していないが、1年以内には支払う義務のある債務）	3302万9000円
賞与引当金（職員の賞与の支払の原資となる引当金）	1億2088万6000円
その他	250万5000円
流動負債合計	99億402万5000円

（純資産） ・ ・ 利益剰余金関係

項 目	金額
教育・研究充実積立金（教育研究等の充実の目的で利用する目的で計上された積立金であり、他の用途での支出が許されないもの）※1	2億31万7000円
キャンパス環境充実積立金（校舎等の施設設備の充実を図る目的で計上された積立金であり、他の用途での支出が許されないもの）※1	2533万4000円
附属病院充実積立金（附属病院の再整備事業等、地域医療における高度医療を提供する体制を維持するために用いられる目的で計上された積立金であり、他の用途での支出が許されないもの）※1	20億9775万円
当期末処分利益（当年度の利益であり、利益処分	

を経て、積立金又目的積立金へ整理されるもの)	
※2、※3	47万8,450円
前記目的積立金合計	23億2,387万9,450円

※1 これらの剰余金は、いずれも中期計画にて目的を定めたものであり、かかる用途以外に用いることはできない（被告準備書面（2）40頁7項参照）

※2 被告準備書面（2）40頁6項参照

※3 当期末処分利益のうち、会計処理上の形式的・観念的な利益であり、法人に現金等が残っていない積立金を除く、目的積立金としての申請額（乙第57号証財務諸表5頁）

以上によれば、流動負債と用途が限定されている純資産の合計額は122億2790万円に達し、有価証券を含めた現預金残高106億825万円を上回る。

このように、被告において100億円を超える現預金残高が存在するとしても、そのほとんどについては、既に費消用途が定められているものであり、原告らが主張するように、これを退職手当の増額・維持の財源とすることはできないのである。

4 収支（業務損益）について

また、業務損益についても、前述のとおり附属病院の黒字が継続することの保証は何ら存しないのであり、過去5年度の数値を前提とした被告に継続的な経常利益が存在するとの根本意見書の予測は事実と反する。

この点、被告は従前の主張においても、平成23年度まで支出を抑えて再整備事業の原資を積み上げてきたと主張してきたところであるが、平成24年度の貸借対照表（乙第23号証2頁）をみると、実際に目的積立金である附属病院充実積立金として41億1585万円が計上されていることが確認できる。

この目的積立金は、平成22年度、平成23年度の利益剰余金を利用して生み出されたものであり、その額は同年度の附属病院の業務損益（経常利益）

額にほぼ匹敵するものであることからすれば、平成 22, 23 年度の附属病院の経常利益は、目的積立金を形成するために苦心して形成されたものであることはかかる数字からも明白に裏付けられている。

このことから、平成 22, 23 年度の附属病院の業務損益は、附属病院の本来の収益力を反映したものでないことが明らかである。

そして、附属病院については、再整備事業に伴う収入減の状況が現に生じていること、今後も再整備事業のために建築費等が生じること、さらには、医療費についても減額改定等がなされる昨今においても、被告が県下随一の高度医療機関であるとの性格上、今後も継続的に高度医療を提供する為の機器等の投資を継続しなければならないことなどを考慮すれば、継続的に附属病院が利益を挙げられるとの保証はなく、附属病院の経常利益の発生に依拠して、予め人件費の増額を容認できるような状況にないことは火を見るよりも明らかである。

5 結語

以上から、根本意見書に依拠した原告らの主張は、平成 25 年度の被告の財務諸表の実績値という客観的な事実と反するものである。

したがって、根本意見書の指摘は、被告において退職手当規程の改訂の高度の必要性が存することを否定する論拠たり得ない。

以 上